

厚生省・老人福祉
課長放言問題

心
ない
課長
発言

「
福祉
新聞
」の
非常
識

読売新聞（61・1・25）は厚生省阿部老人福祉課長の「国が老人に金をかけるのは枯れ木に水を注ぐのと同じだ」「人間だけがどうして老人を大事にするのかよくわからない」などと、お年よりを侮辱するような差別発言をしていたことがわかり、抗議の声が殺到していると報道している。地元紙大分合同新聞（61・1・23）も阿部課長が「老人ホームはうぼ捨て山」「お年よりはお荷物」などと暴言を吐いたとする問題が22日の参院委員でとりあげられ今井厚相は表現の不適切さを認めたと延べ、両紙とも詳しい説明をしている。課長は、「部分的な言葉じりだけでなく発言全体のトーンを知ってほしい」と弁解している。言葉じりだけかどうか、この暴言は空前のものである。このことを明らかにし、正すべきは糾していこう。

言い逃れできない

全発言記録

報道によるとその放言は諸々方々の会合でくり返されているようだが、東北ブロック老人福祉施設大会でそれが録音されており、たまたま九州ブロック大会（昨年8月）資料に集録されている。資料集の173頁より197頁までの広長舌である。私はその記録に基づいて発言する。引用文の頁数はその資料集によるものである。

すでに国会でもとりあげられて厚相もその不当を認めているものを、今改めて問題にしなければならぬのはなぜか。それは「福祉新聞」が61年2月17日と24日の2回にわたって阿部氏発言のほぼ全文を掲載し、正当性の主張に加担するという事実が生じているからである。業界紙だから、福祉関係者の目にふれることが多く、文は巧みに修正されているので、阿部氏の暴論が逆にそれなりに正論とされかねないのを憂うからである。

福祉新聞が報道常識を著しくふみ外している事実については、改めて本文の後半でふれる。

課長は「全体の論調をみよ」といつている。その全体のトーンが終始老人あるいは老人ホーム軽視で貫かれている。

まず冒頭の文。――「一つ一つ皮をむいていきますとそ

うでもない面があるのではないか。」

(173頁)と、逆なでする言葉から話は始まっている。

かりに「そうでもない」ことがあるなら、厚生省監査に基づく事実を具体的総括的に述べるのが責任ある発言であり、私たちもそれにまじめに耳を傾け、襟を正すにちがいない。いわくありげな抽象的な言い方はいんぎん無礼である。

「あいつら」

呼ばわりされて

たくさんの放言を伴いながら終わりに近づいていく。そして話題になった「花笠音頭」に至る。特養ホームは「寝たきり老人といっているけれども、本当に寝ているのか、みんなピンピンしているじゃないか。ハワイに行つたとはいわないが、いろんな所に旅行に行っている、その中で花笠音頭をやっている。あいつらなんだと言われるんです、私は」(193頁)。

わがホームのお年よりを「あいつら」と面前で言われれば、私ならただではすまさない。全国のお年よりの最後の砦であるべき課長がそれに全く同調している。ここまできると憤るよりも情けなくなってしまう。

言葉つきだけなら軽率だとすませてよい。その内容が福祉への無知をさらけだしているから、あせんとさせら

れる。特養ホームに老人入所を決めるのは福祉事務所長という公権力であつて、ホームが決めるのではない。老衰者ばかりが入所する。しかし、リハビリにはげんだ結果、踊れるようになり一泊ていどの旅行にも行けるようになる。だからお年よりの努力やホーム職員の援助に対して、課長は誰よりも本気で最敬礼すべきであろう。この人にはものが逆に見えてしまうのだろうか。

そういつた福祉眼の転倒についてはしだいに列挙していくが、終わりの方でついに自分からシツポを出してしまう。「フイクションだフイクションだというのが、だんだん本音になっちゃう」(193頁と、たとえ話としてごまかしてきたが、本当はすべて本音だといっている。勿論、福祉新聞「全文」ではこの部分は全て削除されている。先の花笠音頭の部分ではきれいに作りあげられて、「花笠音頭をやっているのは何だと言われるんです、私は」というふうに、「あいつら」が除かれている。原文と対比すると作り換えるが明らかになってくる。一事が万事、いわゆる「全文」はこの通りの改修工事である。

ウソは

大きいほど効く

(民間立) 老人ホームは「全部公的なお金で賄われて

いるんです。民間たる部分（民間の自己負担金）というのは由メガネで探さないと見えない」（190頁）という。福祉施設を知らない者はそんなものかと思ってしまう。全くの誤りである。設立当初で少なくとも土地代と建設資金の4分の1以上（5千万以上）は負担している。その仕組みを一番よく知っている立場にいるのが彼本人である。法律的にも許されず現実的にもありもしないようなことがさも存在するかのようになり、一般化して言っている。私たちにとっては、彼の発言が明白にまちがっているのと分かっていて、それを指摘せず放置するならば、一般国民は勿論、福祉関係者までもがそのまま信じてしまふ危険がある。

彼の所論が巧みだからというのではない。国の責任ある地位の者が見えすいたウソを言うはずはないという、信頼感がそうさせてしまうのである。ウソは大きいほうが信じられやすい、と言った独裁者がいた。

「特養は

うば捨て山」と

世人をまどわすのは必ずしも長い論述や理論ではない。ゴシップや具体例に尾ヒレをつけると極めて効果的である場合が多い。阿部課長の話にはそうした煽動性が多い。数例をあげてみよう。

（1）まず単純な例。特養ホームに必要な経費を負担する区分で「一番少ないのはご本人とその家族の方」（184頁）。つまり特養は老人1人当たり20万円かかっているが、老人品人負担が一番少ないというのである。よく言えたものだ。本人の負担の上限8万円を10万円に上げたのは課長本人である。仮に丸半分を負担する老人が実際にはそう多くないとしてもそれはお年よりの最低生活を保証する意味で当然である。しかし、家庭にいてもお年よりが同じように、老齢（福祉）年金などを給付されている現状は不公平で、それをこそ是正するのが課長たちの責任である。

（2）特養を「うば捨て山らしく表現することは可能なのです」（188頁）。彼はごく一部の例外を見て、さもそれが全体的傾向であるかの如く言いつのっている。前にも言ったように、ホーム入所は複雑な入所判定会議を経て公権力（福祉事務所長）がその入所が適当であると認めて決まるものであり、心身の状況、家庭事情がしつかり調査されている。だから、入所のあたっては不安をもっているもほとんどのお年よりはホームに安住し、その出身家庭も崩壊から免れることができている。それが厳然たる事実である。どこにうば捨て山の姿があるのか。

かりにうば捨て山の実態があるとすれば、その責任を問われるのは老人福祉課長自身ではないのか。その責任

を果たしてから、そうであるかないかを世に問うべきである。自分の本来の仕事からかき半分というのは、率直でなく軽率というべきである。

余りにも古い

福祉観

(3) 全く奇妙なことは、公立老人ホームを除外して私立(民間)老人ホームにだけいろいろ要求をし、悪意の言葉を投げかけていることである。公立は私立よりもすべての点で条件は恵まれている。公的責任も大きい。だのに公立には何一つ要求していない。公立こそ私立に対して先導的模範の仕事ぶりが求められるべきである。

私立老人ホームは主として老人福祉法に従って運営しなければならぬ。それから一步でも外れてたとえよいことをしたとしても措置費法外使用として禁圧される。

例えば任運荘の場合、地域の要望として農繁期一時預かりをしていたら、法外として中止を59年監査で要求された。

彼は叱咤する。「民間社会福祉事業は、……その地域みとって役に立つ事業をやっているかぎりつづれません」(195頁)、そうでないものは「つづれてもいいんじゃないですか」。一応言葉づらはきれい。「地域に役立つ」仕事は実際上は法律外の、任意の仕事にすぎず

本来の仕事ではない。それをやれ、やれないのならつぶれても当たり前という。これこそ無責任な公務員の放言である。

今の老人ホームの規準下で重度者をどんどん入所させている現状で、本来の仕事以外に手をのばすことができるだろうか。そのためには人員を増やす等金が必要。その金をよこせというのは社会事業家ではない、自分で工面してやるのが真の社会事業家といいつのつっている。誰人が、まして公務員がそんなことをひとに要求することができるだろうか。時代錯誤も甚だしい。じつはここにこそ、私と彼との福祉事業観の根本的違いがある。国家責任を個人におしつける感覚は福祉以前のものである。

(4) 阿部氏は、余りにも非常識的な発言をしている。その好例を一つ。

「ノーマライゼーションとか何か分かったようなことをいいますが、そんなものは当たり前です。昔からの話なんです」(191頁)。つまり、障がい者のための「ノーマライゼーション運動や理論を、「横文字かどうかはしらんけど」とけなしながら、昔からあったことで、今さらさわぎたてることもないというのである。しかしその実態は昔どころか現在でさえないからこそ、その理論と運動がしんげんに提唱されているのである。

見つめてみよ。どの障がい者もまだまだこの日本では小さく生きているではないか。障がい者の痛みが分から

ないからそんな不遜な言葉が出てしまうのである。

「行革は弱いものいじめ」

— 勝 海舟 —

「みたこともないおばあちゃんが特養に入れば、中曽根康弘さんというのがその7割から8割を出してやる」(184頁)。その金額は2000億円で、じつにおかしな制度であると言う。国庫支出金だからもったいないらしい。「出してやる」、まるで自分の金をやるような口のきき方。しかし、「2000億円をぶっ放したって財政再建は屈でもない」(196頁)だから「お金の問題としてものを見る見方を改める、それが福祉見直しだ」(180頁)。だが、逆のことを言う。「一番大事なのはお金です。基本は負担することです」(185頁)。まじめに聞いていると、こちらの方がおかしくなる。

ついでにここで彼の財政論を聞こう。

彼は言う。「社会福祉は地域住民で支え合うのが基本、お互いの負担でやりましょう」(184頁)お互いの負担とは何か。それは当然税金の形になろう。その代表格が国庫である。しかし、彼は国庫支出の概念を逃げ回って、支え合いだの、お互いだのと空念仏をとなえている。市町村負担が彼の本音であるが、それも当然税金である。税金でない無内容な「負担」概念をふり回さないがよい。

政府は福祉における予算削減に懸命であるが、「高齢

化に伴う社会福祉予算の自然増抑制の不条理さを政府自身がみとめて、本格的に検討をはじめ出している」(毎日・61・3・17―要旨)。

憲法と福祉諸法は明確に福祉における国家責任、従って国庫負担を強く要求している。この人のような福祉見直しの先のあるものは警察国家観で、福祉の理念からはほど遠いものであろう。

現在の財政的に脆弱で福祉理念に未熟なままの市町村にそのまま国家責任の半分をおしつけようとするのは暴挙であろう。

朝日・天声人語(61・3・14)は、勝海舟の言葉を引き、「行政改革はよく気をつけないと弱者いじめになるよ」「改革ということは公平でなくてはいけない。大きいものから始めて小さいものを後にするがよいよ」。海舟の警告通り今行革で小さいもの、弱い者がいじめられている。福祉が徹底的にいじめられている。それなのに彼は「福祉元年」が始まったと壮語している。福祉切り捨ての元年が始まっているにすぎない。

逆さまに歩く

「福祉元年」

行政責任の連続性をこの人は余り感じていないらしい。丸で自分は傍観者の立場に立って、過去現在の福祉

行政の罵倒に熱をあげている。「特養を作った方がよっぽど儲かる。特養といいましようか何かしらん建物がどんどん出てきた」(190頁)。かりに儲けている者があればそれは彼じしんの重大責任だし、どんどん作らしているのも彼じしんで、何という無責任さ。

同じく責任を負うべき他の分野にも、「国の施策としてもおかしなことをやってきた」(191頁)。「在宅福祉もヘルパー制度ぐらいで、それが動いているか疑問だ。何の役に立っているか」(196頁)。「机を並べて2人3人いるだけ」と。全国半数ちかくのヘルパーが月10万円以下でも働いているからこそ、この日本で孤独老人の惨劇がくいとめられている。その功績は著しいのに、何という非人間的な評価ぶりだろう。

公務員としては口出しは控えるべきボランティア活動には、「言うにこと欠いて、公的責任でやらないから、代わってやるという発想、そんなアホなことはない」(196頁)。言うにこと欠いているのは当の本人だ。

また、彼以前の全老人福祉課長の実績を無視し見直すんだという。日本の特養の水準が世界的水準を保っているといわれるのに、劣悪といわれる老人病院の方が、「税金も納めているから」まだましだ、補助金を出してやりたいぐらいだと言っている。

在宅福祉に補助金を増額したと得意になり「福祉元年」どうそぶいている。それは僅か20億円にすぎない。施設

福祉補助は538億円も大削減した。結局削減した額は何と518億円になっている。こんな単純計算や予算獲得なら誰にまかせてもできることだ。

憲法・老人福祉法

そっちのけ

以上で、阿部氏が言っている「全体のトーン」を明らかにする具体的な指摘はもう十分であろう。しかし、福祉理論という本質的な部分については、私の反論はまだ多く残されている。けれども、私は課長の課長の福祉理論にとかくいうことはしない。言論と思想は自由でなければならぬからである。

しかし、一点だけしっかり指摘しておかねばならない。「福祉というのは連帯の社会保障。権利があるからどうだというのは後で法律上つけた一つの考え方」(183頁)といい、しばしば口にする「連帯」については一言の説明もない。基本概念に説明にない言説は何の理論でもない。連帯の後に倫理具を帯びさせて逃げ、何らの理論構築なきまま、あまつさえ国民の権利を軽視することにけんめいである。

いうところの連帯とは、私の考えでは、ひとりひとりの主体性を基礎にして、その上に構築される重要な関係である。主体性なき連帯がどんなものであったか、どん

な社会的害悪を伴うていたか、歴史を少し遡ればすぐ分かることである。その主体性の最も重要な要素が権利であり、義務である。権利、義務がいかにも連帯の反対概念のように主張する氏の連帯論にはどうしても賛成できない。

福祉は国民主権に基づく権利である。人権意識の進展が人類発展の唯一の目標であり、人類歴史の原動力である。それを否定しようとする立場は人類の進展に弓を引くものである。それを明確に表現したものが憲法第13条である。「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

阿部課長にはさらに老人福祉法第2条を見てもらいたい。

「老人は敬愛され、健全で安らかな生活を保障されるものとす。」

発言の調子には敬愛の念はうかがえない。その心のない福祉施策がどんな内容になるか言うまでもないことだろう。お年よりに対して「飯を食わす」というフラチな言葉がくり返されている。日本の老人ホームではあそんな犬猫につかう言葉は禁句であり、私たち任運荘でそんなものの言い方をすれば即日退職である。福祉現場にはこの課長の想像以上の厳しさがある。

さらに第4条に、「国及び地方公共団体は、前2条に規定する基本理念が具現されるよう配慮しなければならない」と規定している。

課長は憲法と老人福祉法を本気で読んだことがあるのだろうか。

『福祉新聞よ』

恥じないか

最後に、強い怒りをこめて、「福祉新聞」を非難しなければならぬ。阿部氏発言を全文収録したと称すこの新聞の改修記事が許せない。なぜなら、この新聞の「全文」記録のごまかしを黙視すれば、福祉関係者に著しい誤解を与え、逆に阿部氏暴論がすべて正当化されるおそれがあるからである。

改ざんの意図

丸出し

福祉新聞は始めのリード文からして編集意図を暴露している。

長い引用だが公正を期すためにそのまま載せよう。

―「寝たきり・実はピンピンしている」「旅行して花笠音頭だ」といった隻言片句をとらえ「問題発言」として国会で取り上げられた。

マスコミに報道された阿部課長の真意はなんだったのだろうか。本紙は同課長の全発言を掲載し、読者の判断の資とすべくこれの特集した。同課長の講演は九州ブロック老人福祉大会資料を基にし、冗漫な話し言葉を縮小、同じ内容の条りを割愛した以外は全文掲載した。―

第一に同紙が使用した資料は私が使用したものと同一物であることは幸いであつた。それは同紙がそのリード文とはうらはらのウソをついていることが、すでにみた通り簡単に指摘できたからである。

第二に、同紙が頭から阿部氏発言の放言を「隻言片句」と決めてかかっていることは、報道倫理を著しく犯している。片言隻句であるかどうかは、それこそ同紙がいうように「読者の判断」にまかせればよい。片言隻句とは「ちよつとした言葉」という意味であるが、私がこれまで引用した課長発言の傍線部分はすべて、同紙が意図的にその「全文」から削除したものであると考える。

発言の問題部分をすべて片言隻句で片づけたいわけである。意図的なカットはさらに高じて、録音テープの継ぎ目などで、不明になっている部分は資料には無いの

に問題の新聞のいう「全文」では造語を挿入するという親切をつくしている。(176・196頁)「不分明な

点は直接講演者(阿部氏)に聞いて訂正した」とか「じつは本人に全文にわたって修正してもらつた文である」とか、断り書きをすれば何も問題はなかつたのである。

なぜそんな悪質な編集に気がついたのである。阿部氏発言について私はこの「全文」が記事になる前にこの新聞社に投稿した。予想通り没になつた。その投稿文で引用した阿部氏発言の部分が、この新聞が編集した「全文」ではすっかりなくなつていた。

カットすべき危ない部分を、彼らに私が教えたのかなと思ふ程であつた。

「隻言片句」が

30カ所もあるよ

大まかに数えてもカット部分は相当数あり、そのうち長文、短句あわせて30カ所は決して冗漫ではなく、あぶない部分であると私は判断する。

例―「沖縄県のさる離島」(182頁)の人頭税にまつわる話をしている条りで、「沖縄県の」をカットしている。これは極めて知能的だ。沖縄にそれが存在していたかどうか、学問的には全く疑問だからであり、それをつつまれるとオタオタしなければならぬ。こうよう

に無数の親切な改修がなされてとても客観的な全文とはいえない。

同紙がどう編集しようがそれは勝手に、修正することも自由である。しかし、修正するならその部分を明示するのが編集常識。リードのうたい文句があるから、私はその不道徳を非難するのである。うたい文句通りの客観性のある全文を本気で載せようとするなら、記録された資料をそのまま載せればよかったのに。「紙面の都合」というかもしれない。しかし、大きな誘導にみちた20に及ぶ大見出しを抑制すれば、本当の全文がすっぽり入っておつりがくる。

良心に基づく報道はファシズムへの最強の抵抗線であった。虚偽の報道はファシズムへの一番の協力者であった。

福祉新聞よ。良心をとり戻せ。

(1986年4月1日 任運荘新聞第42号より)